**地上式２級火薬庫基準チェックリスト**

|  |  |
| --- | --- |
| 所(占)有者 |   |
|  所 在 地 |   | 棟数　　　棟 |
|  貯 蔵 量 |  　火薬類の種類 |  許可(申請)貯蔵量 |  　既設貯蔵量 |
|  |  |  |
|  保 安 距 離 |  保安物件の種類 | 法定距離(m) |  　保安物件名 |  実測距離(m) |
|  第１種保安物件 |  |  |  |
|  第２種保安物件 |  |  |  |
|  第３種保安物件 |  |  |  |
|  第４種保安物件 |  |  |  |
|  (その他要注意物件) |  |  |

 ※土堤を設けない場合は､保安距離の2倍の距離を確保する｡(規23条5項)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  項目 |  省令等 | 基準（適合する場合は　☑、該当しない場合は~~□~~） | 適 |
|  設置場所 |  規24条1号 | 火薬庫の位置は湿地を避ける｡ | □ |
| 入口の扉 |  　 同条4号 | 扉は二重､外扉は耐火扉で盗難防止措置を講じる。  | □ |
| 内扉 | 3.1.1 | 内扉は木製板戸である。 | □ |
| 外扉 | 【例】ロ | 外扉は2mm以上の鉄板である。  | □ |
| 3.1.2a） | 等辺山形鋼（アングル）40mm×40mm×5mm以上で外扉を補強している。 | □ |
| 3.1.2b） | 片扉の場合は錠に受け座を設け、デッドボルトをはめ込む構造とする。 | □ |
| 3.1.2c） | 扉、鉄枠、両開き扉の合わせ目の隙間は5mm以下である。扉鉄板は鉄枠に15mm以上覆いかぶせる構造である。両開き扉の合わせ目は15mm以上覆いかぶせる構造である。 | □ |
| 3.1.2d） | 外扉の丁番は長さ150mm以上の角丁番で、心棒が容易に抜けない加工したものを3か所以上とする。丁番は溶接又は扉の自重で下がらない取付けである。 | □ |
| 3.1.2e） | 外扉の丁番の取付けビス頭は、閉鎖時に外部から見えない取付け又は溶接である。 | □ |
| 3.1.2f） | 外扉の丁番側の扉側面に1か所当たり2本又は3本のロッド棒を上下2か所取付けている。 | □ |
| 3.1.2g） | ロッド棒は直径13mm以上の炭素鋼で、受け孔に15mm以上はめ込む構造で取付けは溶接である。 | □ |
| 3.1.2h） | 扉枠を壁の鉄筋に溶接し、壁と扉枠の隙間をｺﾝｸﾘｰﾄ又はモルタルで充填している。 | □ |
| 錠の使用 | 【例】ハニ | 内扉、外扉に錠を使用している。  | □ |
| 3.2.1 | いずれかの本締錠を使用している。a)面付レバータンブラ、b)面付シリンダ、c)掘込シリンダ、d)a）～c）と同等 | □ |
| 3.2.2a) | 火薬庫群の錠は全て鍵違いである。 | □ |
| 3.2.2b)1)2)3) | 錠のデッドボルトはステンレス鋼又は焼入れ炭素鋼とする。デッドボルトは受け座に10mm以上はめ込む長さとする。両開き扉にかんぬき型錠を使用する場合は、かんぬき直径25mm以上で長さ500mm以上の鉄棒とする。 | □□□ |
| 3.2.3 | 錠は扉に"埋め込み"、"半埋め込み"、又は内側に"面付"で外部に露出しない。 | □ |
| 3.2.3a) | 鍵座又はシリンダは扉の外表面に突出しない。（例外は鉄製シリンダを外表面に溶接して保護した場合とする。） | □ |
| 3.2.3b) | 錠の取付けボルトの頭部は扉の外表面に出ない。 | □ |
| 3.2.3c) | 面付錠の場合は上の取付け座（鉄製）を扉内面に溶接し、フロント部を補強する。 | □ |
| 3.2.3d) | 掘込の場合は、扉の切欠部に鉄製補強板を溶接し、フロント部を補強する。 | □ |
| 3.2.3e) | 掘込シリンダ本締錠の場合は、補強の鉄箱を設け、扉に溶接する。鉄箱に"振れ止め"及び"つきあて"を付ける。 | □ |
| 3.2.3f) | 両開きの場合は子扉に裏面から操作する直径16mm以上の鉄棒の"上げ落とし"を上下に設け、はめ込みを15mm以上とする。 | □ |
| 3.2.3g) | 両引き戸の場合は面付け又は掘込鎌とする。 | □ |
|  窓 |  同条5号 | 窓は､地盤面から1.7m以上の高さとし､10cm以下の間隔で直径1cm以上の鉄棒をはめ込み､内方は不透明ｶﾞﾗｽ引戸､外方は外から容易に開くことができない防火扉を備える｡ | □ |
|  内　面 |  同条7号 | 搬出入装置のない火薬庫の内面は板張りとする。床面は鉄類を表さない｡ |  □ |
|  暖房装置 |  同条9号 | 暖房設備は温水式とする。 |  □ |
|  照明設備 |  同条10号 | 庫内の照明設備は防爆式電灯とし､配線は鉄が露出しない金属管又は､がい装ｹｰﾌﾞﾙ等による工事とする。自動遮断器､開閉器は庫外に設置する｡ |  □ |
|  防火設備 警戒設備 |  同条14号 | 境界に沿い幅2m以上の防火空地､貯水槽及び警戒札等の防火設備及び警戒設備を設ける｡ |  □ |
| 盗難防止 |  同条15号 | 天井裏又は屋根に盗難防止措置として金網を張る｡ |  □ |
| 3.3a) | 金網の針金は直径4mm以上（やむをえない場合は3.2mm）である。 | □ |
| 3.3b) | 網目の直径は5cm以下でこぶしが入らない程度である。 | □ |
| 3.3c) | 金網に支障がある場合は、直径2mm～2.8mmの有刺鉄線を網状にして屋根裏に張る。 | □ |
| 警鳴装置 |  同条16号 |  警鳴装置を設置する｡見張所等を設置し､見張人を常時配置する場合には､この限りでない｡ |  □ |
| 3.4.1a) | 電子機器の使用環境は－10℃～40℃とし、逸脱する場合は適合する電子機器を使用する。 | □ |
| 警鳴部本体 | 3.4.1d)1)  | 警鳴部本体の外箱は厚さ1mm以上の鉄板製である。 | □ |
| 本体は施錠できる構造で施錠する。（南京錠、えび錠は除く） | □ |
| 電線等の開口部は、雨、雪、虫が入りにくい構造とする。 | □ |
| 外側から回路、警報器に接触できない構造とする。 | □ |
| 警報器 | 2)  | 警報器は、サイレン、ブザー、スピーカー、ベルのいずれかで、音量は外箱から1m離れた距離で80dB以上とする。 | □ |
| 回路 | 3.1) | 配線は金属線ぴ、金属管で覆うか、がい装ｹｰﾌﾞﾙを使用する。又は回路電流10mA以下とする。 | □ |
| 3.2) | 庫内のセンサ回路は全閉型で、電源は30V未満の電池を使用する。センサで電波を発信する場合は送信出力10mW以下とする。 | □ |
| 3.3) | 感知部と警鳴部の間の回路が切断した時、警鳴し、報知部へ警報を発する回路とする。 | □ |
| 3.4) | 避雷器及びヒューズの保安装置を持つ回路とする。 | □ |
| 3.5) | 作動状況のテスト回路で、ｽｲｯﾁを入れたら警鳴し、報知部へ警報を発する回路とする。 | □ |
| 電源 | 4.1) | 外部電源が遮断された場合に自動的に予備電源に切り替わる。予備電源の消耗状況を示すメータ又は表示灯を備える。予備電源が消耗するまでに管理者に消耗状況を通知する。 | □ |
| 4.2) | 内部の直流電源を使用する場合は、電源の消耗状況を示すメータ又は表示灯を備える。 | □ |
| その他 | 5) | 警報を止めるｽｲｯﾁ、作動ﾃｽﾄｽｲｯﾁ、電池及びメータ類は、収納設備の内部に設ける。 | □ |
| 自動警報装置 | 3.4.2a) | 警鳴部は火薬庫の外壁に設置する。 | □ |
| 3.4.2b) | 警鳴部１台で２棟以上を警戒する場合であって、音が届かないような場合には、増設ｻｲﾚﾝを使用し、その回路線を金属管などによって保護する。警報器は堅固な設備に収納する。 | □ |
| 3.4.2c) | 報知部は、管理者が常駐する場所に設置し、警鳴部からの警報を、警報器、電話、電子メール等で管理者に通知する。 | □ |
| 常駐する管理者が管理責任者の代理である場合は、直ちに、管理責任者に連絡する体制を整備する。 | □ |
| 3.4.2d) | 警鳴部から報知部までの回路線をもつ場合は、必要に応じ回路線を金属管等で保護する。 | □ |
| 回路線を架空配線にする場合には、車両の通行、積雪で損傷しないよう木柱、パイプなどで支持する。 | □ |
| 回路線は避雷導体、電気配線などから離して設置し、回路線が切断された場合、警鳴し、警報を発する回路とする。 | □ |
| 3.4.2e) | 警鳴部と報知部との間が無線通信の場合で、ｱﾝﾃﾅに危害があった際、異常を感知するなど送受信機能が常時作動する設備とする。 | □ |
| 3.4.2f) | 異常電流の侵入を防止する保安装置は、火薬庫の引込口、警鳴部、報知部間に回路線がある場合は、その両端に取り付ける。 | □ |
| 3.4.2g) | 外扉にﾄﾞｱｽｲｯﾁを取付ける。ﾏｸﾞﾈｯﾄｽｲｯﾁは外扉の鉄部に直接取付けない。内扉に警戒細線を設置した場合、内扉にﾄﾞｱｽｲｯﾁ取付ける。 | □ |
| 3.4.2h) | 警戒細線、振動センサ、赤外線感知式センサ又は盗難防止の効果が同等程度以上のセンサ取付ける。 | □ |
| 1.1) | 警戒細線の間隔を確保する。（管理体制未確立の場合、天井：10cm、壁：鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造不要、その他の場合20cm、扉20cm） | □ |
| 1.2) | 警戒細線は、心線直径0.3㎜～0.5㎜のエナメル線又はビニル電線とし、格子状又はループ状に張る。接続部はテープ巻きを行い、心線の露出部をなくす。 | □□ |
| 1.3) | 警戒細線は銅、銅合金の釘等で固定し、伸びないようにする。 | □ |
| 2.2.1) | 振動センサを外扉、内扉に設置する場合は、扉板1枚につき1個を扉中央に設置する。 | □ |
| 2.2.2) | 振動センサを天井、内壁及び外壁に設置する場合は、感知領域につき1個を伝わりやすい場所に設置する。 | □ |
| 2.2.3) | 外壁の振動センサは厚さ1mm以上の鋼板製の覆いをする。 | □ |
| 2.3.2) | 赤外線感知式センサは、天井、側壁で侵入者を感知できる数及び位置に設置する。 | □ |
| 3.4.3a) | 自動警報装置は、火薬の出し入れ中は警戒ｽｲｯﾁを切り、その間はランプが点灯又は注意札を掲示する。作業終了後は警戒ｽｲｯﾁの入れ忘れの有無の点検をする。 | □ |
| 3.4.3b)1) | 機能点検をﾃｽﾄｽｲｯﾁによって行う。ｻｲﾚﾝ等は付近住民に予告して実施する。 | □ |
| 2) | 機能点検は1か月に1回以上実施して記録に残す。 | □ |
| 3) | 電池の消耗状況は電圧計で定期的に点検し、早めに取り替える。 | □ |
| 4) | 装置全体は定期的に巡回点検し、異常個所を補修する。 | □ |
| 5) | 故障の際、速やかな処理ができるよう必要な予備品を用意する。 | □ |
|  構　造 |  規26条1項 1号 | 平屋建で、鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造､ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ造又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得る構造とする｡ | □ |
|  小屋組 屋　根 |  同条同項 1号の2 | 小屋組は木造又は軽量飛散物となる建築材料で､屋根の外面は､金属板､スレート板又は瓦等の不燃材を使用し､盗難及び火災を防ぎ得る構造とする｡ | □ |
|  避雷装置 |  同条同項２号 | できるだけ昭和31年告示228号に適合する避雷装置を設ける。 | □ |
|  土　堤 |  同条同項３号 | 周囲はできるだけ土堤で囲む｡ | □ |
|  火薬庫相 互の距離 |  同条同項４号 | 土堤を設けない場合の他の2級火薬庫との相互距離は､規則第26条第1項第4号の表に適合する｡ | □ |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 |  省令等 |  基準（適合する場合は　☑、該当しない場合は□） |  適 |
| 貯蔵上の取扱い | 規則第２１条第１項第 1号 | 火薬庫の境界内には必要がある者のほか立ち入らない。 | □ |
|  2号 | 火薬庫の境界内には、爆発・発火・燃焼し易い物をたい積しない。 | □ |
|  3号 | 火薬庫内には火薬類以外の物を貯蔵しない。 | □ |
| 3の2号 | 火薬庫は、貯蔵以外の目的のために使用しない。 | □ |
|  4号 | 火薬庫内に入る場合には、鉄類・これらを使用した器具・携帯電灯以外の灯火を持ち込まない。（搬出入装置等を除く。） | □ |
|  5号 | 庫内では、予め定めた安全な履物を使用し土足は禁止とする。（搬出入装置付きの火薬庫は除く。） | □ |
| 5号の2 | 搬出入作業時に、火薬庫内に砂れき等が入らないように注意する。 | □ |
|  6号 | ファイバ板箱等の開函以外、庫内では荷造、荷解・開函をしない。 | □ |
| 7号 | 庫内の換気に注意し、できるだけ温度変化を少なくする。特に無煙火薬・ﾀﾞｲﾅﾏｲﾄの貯蔵は、最高最低寒暖計を備え、夏期・冬期の温度変化の影響を少なくするような措置を講じる。 | □ |
| 8号※１※２ | 火薬類を収納した容器包装は、火薬庫内壁から30㎝以上隔て、枕木（スノコ）を置いて平積みとし、高さ1.8ｍ以下とする。（搬出入装置を使用する火薬庫の積む高さは、４ｍ以下とする。） | □ |
| 9号※２ | 火薬庫から火薬類を出すときは、古い物を先にする。 | □ |
| 10号※２ | 製造後１年以上を経過した火薬類は、異常の有無に注意する。 | □ |
| 11号※１※２ | ﾀﾞｲﾅﾏｲﾄを貯蔵中にﾆﾄﾛｸﾞﾘｾﾘﾝが滲出し、外箱、床を汚染した場合は、苛性ｿｰﾀﾞのｱﾙｺｰﾙ溶液を注いでﾆﾄﾛｸﾞﾘｾﾘﾝを分解し、布片で拭き取る。　　　　　　　 | □ |
| 12号※１※２ | 外箱からﾆﾄﾛｸﾞﾘｾﾘﾝが滲出し、又は吸湿液が漏出した場合は、内容物を点検し、遅滞なく消費・廃棄の措置を講じる。 　　　 | □ |
| 13号※１※２ | ｱｼﾞ化鉛を主とする起爆薬を使用した工業雷管・電気雷管・ﾉﾈﾙ雷管と管体に銅を使用した工業雷管・電気雷管とは混積しない。 | □ |
| 14号 | 警鳴装置は、常にその機能を点検し、作動するよう維持する。 | □ |
| ※１信号焔管、信号火せん、煙火の場合は除く※２導火線及び電気導火線の場合は除く |
| 保安責任者 | 法第30条第2項、3項 | 取扱保安責任者（代理者）は選任され届出済又は選任予定である。 | □ |
| 帳簿・報告 | 規則第33条、34条 | 帳簿記載事項は①～④の内容である。①出納した火薬の種類　②出納した数量　③出納年月日　④相手方の住所・氏名 | □ |
| 帳簿保存期間は　記載の日から２年間以上である。  | □ |
| 毎年度集計し、年度終了後３０日以内に県に報告する。 | □ |
| 定期自主検査 | 法第35条の2、規則第67条の9～11 | 自主検査計画（計画期間は1～3年程度）を定め県に届出るとともに、検査結果を報告している。 | □ |
| 1. 検査は年2回以上である。

②検査内容は法第12条の技術上の基準、避雷・警鳴・消火装置の作動状況等としている。③検査は記録として残す。 | □ |